

みんなで協力して、
まちのイメージアップ

都市景観 ってなあに？

蒲郡市役所都市開発部都市計画課
屋外広告物担当(☎66-1142)

これまで3カ月にわたって「屋外広告物ってなあに？」でま
ちで見かける広告物についてご紹介してきました。

今号から、「都市景観ってなあに？」でこれまでの屋外広告
物の内容をふまえ、この蒲郡を魅力的なまちにするためにはど
うしたらよいのか、例をあげて一緒に考えていきましょう。

最近、「都市景観」という言葉を
よく耳にしますが、景色のことかな？
りっぱな建物のことかな？
つまりはよくわからないというの
が実際だと思います。

私たちの身のまわりには、山や海、
そして建物があって、道路や鉄道、
公園、川など生活をするうえでなく
てはならないものがたくさんありま
す。また、蒲郡で育んできた歴史や

文化など心のふるさとのようなもの
も多くあります。

都市景観とは、目に見える都市の
風景と人が生活するまちの雰囲気と
か文化といった都市の環境全体をい
います。そこにはその地域ごとにそ
れぞれ違った特色や「らしさ」があ
り、住んでいる人の生活体験や感性
によっても、受け止め方が違うなど、
個性あるものです。

屋外広告物と都市景観

まちの景観は、人々の営みとそれ
を支える環境すべてが関係して出来
上がるものです。

まちで見かけるポスターや張り紙、
たて看板などのいわゆる屋外広告物
は、都市景観づくりの大きな役割を

担っています。

市では、設置者である広告主や事
業者と一緒に都市景観の向上
を図っていきたくと考えています。

もちろん、快適でうるおいのある
まち、魅力的なまちをつくるために
は、そこで生活する人、働く人みん
なの力が必要です。

窓口での 出来事①



蒲郡市役所の都市計画課にスー
パーを経営するAさんが屋外広告
物についての相談に来ました。

Aさんは宣伝のために建物にど
んと大きく30㎡ほどの広告板を取
り付けたいと考えているようです。

Aさん「自分のとこに取り付ける
だけでなんで許可がいるんだん？」

担当「自分のとこならいいとか、
どこでもあたり構わず広告物を
出したら、まちの景観が台無し
になるおそれがあります。

これを防止するために屋外広

告物法があります。この法律に

基づいて愛知県では屋外広告物
条例を定めているのです。」

Aさん「ほいだけど、そこらじゆ
うの店に広告物があるなら、み
んな許可をとつとるだかん。」

担当「ご自分のところにつけて
いる広告物を自家用広告物とい
いますが、まちの景観を守るた
め、大きさの規定があります。

場所によって違います。Aさ
んの場合は20㎡以下であれば許
可はいりません。

しかし、30㎡という大きなも
のになると許可がいりますよ。」

Aさん「そんなら、20㎡以下にせ
やあいだかん。」

担当「はい。ご協力をお願いし
ます。」

Aさんはなんとか納得をされ帰
っていかれました。次号にはまた
Aさんが登場します。